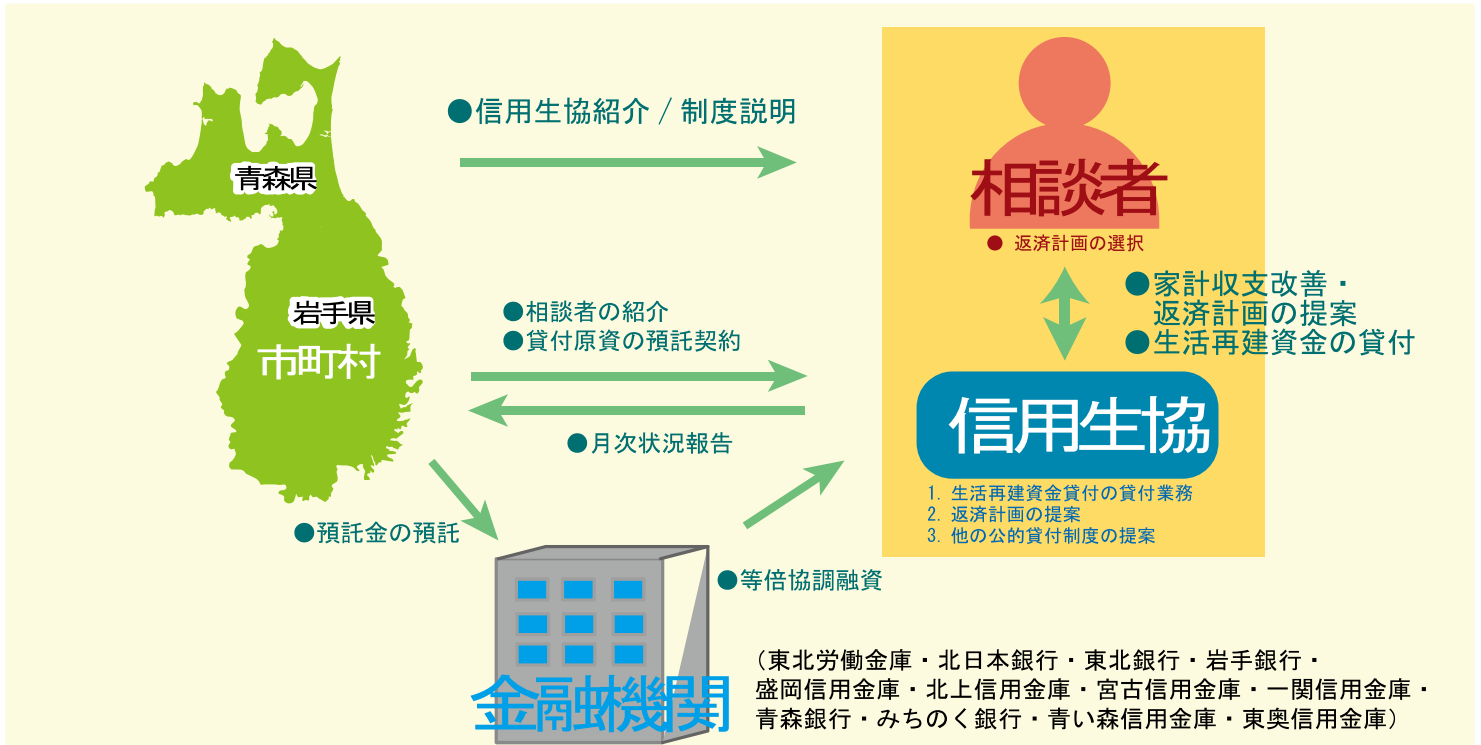


# 自治体提携貸付制度 生活再建資金貸付

生活再建資金貸付(自治体提携貸付制度)は、信用生協、岩手県・青森県内全市町村、金融機関の3者が提携し、債務整理を行ったことなどにより「どこからも借入することができない方」に必要な資金を貸付するために作られた制度です。家計収支の改善や生活向上に要する生活資金として活用されております。



生活再建資金貸付(自治体提携貸付制度)は、多重債務問題などを抱え債務整理を行ったり、一時的な減収からクレジットの延滞などが発生したことによりどこからも必要な資金が借りられなくなってしまう問題を解消するため、消費者の救済と生活再建を目的として作られました。

この制度は平成21年からスタートし、現在は岩手・青森両県で制度化し実施しております。

《ご利用例》無理のない返済計画を立てられれば、以下のような用途にご利用いただけます。

## 子どもの教育資金を借りたい

進学準備金、入学資金、授業料の支払いなどにご利用いただけます。

## 車の購入資金を借りたい

新車・中古車の購入資金のほか、車検代・修理代としてもご利用いただけます。

## 税金や公共料金の未納を清算したい

日常発生する生活関連の支払が滞りした場合に、清算する資金としてご利用いただけます。

## 生活を再建するための生活資金を借りたい

生活改善につながる資金であれば、家計収支や返済計画を立てたうえでご利用いただけます。

# 家計をささえる融資の生協 ー信用生協ー

## 生活サポートプログラム

|             |   |
|-------------|---|
| 家計改善サポート    | 貸付にあたり、家計収支表を記入していただき、家計診断等を通じて家計改善に向けてのお手伝いをします。また、必要に応じて、ファイナンシャルプランナーからの家計改善アドバイスを受けることもできます。                      |
| カウンセリングサポート | 「いわて生活者サポートセンター」と連携し、産業カウンセラーによるギャンブル依存症解決支援事業としてのグループカウンセリングの実施や、DV（配偶者間暴力）や児童虐待問題などの悩みの相談と解決までの支援を行っています。           |
| 債務整理サポート    | 多重債務相談の場合は、債務状況や借入れの原因、今後の生活の見通しなどを聞き取りし、早期の生活再建の方策をアドバイスし、弁護士・司法書士への依頼の橋渡しを行います。                                     |
| 生活資金貸付サポート  | 債務整理資金を貸付する消費者救済資金貸付制度（スイッチローン）以外に、銀行や公的融資制度の利用ができない場合でも生活資金の貸付を受けられる市町村と提携した生活再建資金貸付制度を用意。くらしの改善向上につながる場合に貸付を受けられます。 |

### ■生活再建資金貸付の利用条件

平成27年4月適用

| 項 目    | 内 容  |
|--------|--|
| お申込み資格 | 岩手・青森県内提携自治体に居住または岩手・青森県内事業所にお勤めの20歳以上の方                           |
| 貸付対象   | 現在の収入で生活再建資金貸付の月々お支払いが可能な方<br>【年間の返済額が年収の30%未満になるように返済シミュレーションします】 |
| 貸付限度額  | 100万円  |
| ご返済期間  | 最長 6年（1回～72回）  |
| ご返済方式  | ①毎月元利均等返済（ボーナス併用返済可）②期日一括返済（1年以内）                                  |
| 連帯保証人  | 原則1名以上   |
| 利 率    | 年8.625%（変動金利）  |
| 担 保    | 不要   |
| 出 資 金  | 貸付決定後、5千円以上のご協力をお願いします<br>【当組合の事業を利用いただくための組合加入出資金】                |
| 損 害 金  | 年14.6%   |

### ■生活再建資金貸付の返済例

（100万円借入 返済期間3年の場合）

|              | 生活再建資金貸付   |
|--------------|--|
| 借入額          | 100万円  |
| 年 利 率        | 8.625%   |
| 支 払 回 数      | 36回  |
| 月 額 支 払 額    | 31,625円  |
| 合 計 支 払 額    | 約114万円   |
| 特 色<br>そ の 他 | 支払回数・月額支払額は、お客様の状況に一番適した方法を提案します。<br>尚、金利は年一回見直しを行う変動金利です。 |

### ■相談時の必要書類

#### ●源泉徴収票・所得証明書・本人確認資料（運転免許証、保険証）

勤務先で発行する昨年度の源泉徴収票（コピー可）または市役所、町村役場の税務課で発行される所得証明書。

#### ●組合加入について

当生協は、組合員の方々の出資金をもとに運営しています。ご加入の際には、所定金額の出資のご協力を頂いております。岩手県・青森県に在住の方、もしくは勤務している方であればどなたでも加入できます。詳しくは、お問い合わせください。

※貸付時には、他にご用意いただく書類がありますのでご了承願います。いろいろなご事情でご融資の希望に添えない場合でも、可能な限り解決までのお手伝いをいたします。

消費者信用生活協同組合 <http://www.iwate-cfc.or.jp>

※お気軽にご相談ください

#### ■盛岡 事務所

TEL 019-653-0001

〒020-0874  
盛岡市南大通 1-8-7  
CFCビル2階

#### ■北上 事務所

TEL 0197-61-0133

〒024-0061  
北上市大通り 1-3-1  
おでんせプラザぐるーぶ2階

#### ■釜石 事務所

TEL 0193-23-2227

〒026-0034  
釜石市中妻町 1-4-20  
第一豊後ビル1階

#### ■青森 事務所

TEL 017-752-6755

〒030-0803  
青森市安方 1-3-5  
小田島ビル3階

#### ■八戸 事務所

TEL 0178-20-8582

〒031-0086  
八戸市八日町36  
第一ビルディング4階